

亀山市通学路交通安全プログラム
(概略版)
～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成 26 年 12 月策定

1 プログラムの目的

亀山市においては、毎年、各校 P T A と地元自治会から通学路上の交通安全や防犯の観点から安全対策を要する箇所について、教育委員会へ要望書が提出され、教育委員会、道路管理者（三重県、亀山市）、警察署、学校、P T A で合同点検を実施し、現地を確認しながら安全対策を協議しています。

通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、「亀山市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

2 取組方針について

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、P D C A サイクル（検討→実施→把握→改善・回答）の下、対策の改善・充実を行います。

(2) 定期的な合同点検

市内の小・中学校を対象に、下記の日程で毎年合同点検を実施します。

○地域、保護者（P T A）、学校職員連携による通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行います。

○学校は点検結果をもとに、改善要望書（地域代表、各学校 P T A 代表捺印）を作成し、市 P T A 連合会を通じて、市教育委員会に提出します。

○その後、改善要望書をもとに、地域代表、各学校 P T A 代表、学校、警察、道路管理者、教育委員会等で合同点検を実施し、意見交換すると共に危険要因を明らかにします。

(3) 対策の検討（P l a n）

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、対策案、対策実施の時期及び優先順位など警察、道路管理者、市市民文化部、市教育委員会で検討し、情報共有を図ります。

検討する対策	
ア	道路、歩道の整備・改良
イ	防護柵の設置（ガードレール、縁石、ポール等）
ウ	路面表示等の設置（外側線、スクールゾーンなど）
エ	標識、看板の設置
オ	カーブミラーの設置
カ	横断歩道の設置
キ	信号機の設置
ク	水路、側溝の有蓋化・改良
ケ	街灯、防犯灯の設置
コ	その他

（４）対策の実施（D o）

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握（C h e c k） / 対策の改善・充実（A c t i o n）

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。なお、効果の把握については、改善要望書を提出した申請者からPTA連合会を通じてご意見をいただくことも行います。

（６）要望に対する回答（A c t i o n）

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために対策箇所をまとめた「対策一覧表」、対策箇所を地図上で示した「対策箇所図」を作成し公表します。

公表後も、PDCAサイクルのもと、さらなる安全安心な通学路を確保するため、改善に取り組みます。